

新聞 読賣新

2011年(平成23年)

2月5日 土曜日

労組幹部の業務外しは不当

都労委 阪急交通子会社に復帰命令

都労働委員会は4日、阪急交通社の子会社「阪急トラベルサポート」(大阪市)が、労働組合幹部の男性を添乗業務から外したのは不当労働行為だとして、男性を添乗業務に戻し、復帰命令を出した。都労委は、

での賃金相当額(月額約36万円)を支払うよう命じた。都労委によると、ツアーなどの添乗員を派遣する同社は、2010年3月、労組委員長だった男性を添乗業務から外したが、都労委は、

添乗員の残業代などを巡り対立していた組合の弱体化を狙った支配介入だと判断した。男性は「一日も早く復帰したい」と話した。



2011年(平成23年)

2月4日 金曜日

夕刊

記事掲載で差別

「不当労働行為」

都労働委、阪急系会社に
東京都労働委員会は4日、
阪急交通社関連の添乗員派遣

会社、阪急トラベルサポート(本社・大阪市)が、登録添乗員で労働組合幹部の男性に仕事を与えなくなったのは不当労働行為に当たるとして、復

帰までの賃金相当額(日当約1万8千円)の支払いなどを命じた。男性は労組活動について週刊誌の取材を受け、2009年2月の記事掲載後に業務から外されていた。

命令書によると、労組は何時間働いても定額の日当しかもらえない「みなし労働時間制」の撤廃をめぐる同社と対立。同社はこの問題を扱った記事に対し、「虚偽で業務妨害」などと主張し、男性に仕事を与えなくなった。しかし、都労委は、この目的は男性を職場から排除し、労組を弱体化することだったと結論づけた。



新聞 毎日新

2月5日(土)

2011年(平成23年)

都労委が救済命令

添乗員派遣会社「阪急トラベルサポート」(大阪市北区)が、労働組合を結成して会社側と対立する添乗員に対し「マスコミ取材に虚偽を述べた」として懲月、塩田さんに謝罪などを求め、塩田さんが拒否すると業務の割り当てを停止した。

都労委は、会社は記事の訂正や撤回を申し入れていない▽労使関係の緊張が高まっていたとして、会社の目的は組合弱体化だったと指摘した。同社は「到底承服できない」としている。

申立人は、登録型派遣添乗員として勤務する全国一般東京東部労組HTS支部執行委員長の塩田卓嗣さん(47)。申立書などによると、塩田さんは週刊誌「週刊金曜日」の取材に応じ、同誌は09年2月、添乗員の過酷な労働